

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の学校法人B（以下「事業場」という。）に雇用され、事務職として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から上司であるC課長からのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受け、平成〇年〇月頃からはD事務長からのパワハラも加わり、同年〇月頃から職場のことを考えると冷や汗が出て放心状態となり、不安・不眠などの症状が出て出勤できなくなったという。

請求人は、同年〇月〇日、E医院に受診し、「神経性胃炎、胃ポリープ、神経循環不全症」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日、F医院に受診し、「統合失調症」と診断され、平成〇年〇月〇日にはG医院にも受診し、同じく「統合失調症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、症状経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F20 統合失調症」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月頃としている。

請求人の症状経過等を踏まえると、当審査会としても、H医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人は、C課長やD事務長らによる、いじめ・嫌がらせ・パワハラを原因として現在の精神障害を発病した旨主張するが、一方、聴取書においては、C課長からのパワハラが始まったのは平成〇年〇月頃、また、D事務長によるパ

ワハラは平成〇年〇月頃からであると述べている。

聴取書における申述のとおりであるとすると、請求人が主張するC課長やD事務長によるパワハラは、本件疾病発病後の出来事ということとなり、本件疾病の発病に影響したと考えられる業務による出来事とは判断できないこととなる。

仮に、請求人が主張するC課長やD事務長によるパワハラが、請求人の発病に何らかの影響を与えたとして検討しても、事業場関係者の申述等本件一件記録には、請求人の主張の真実性を推認し得る何らの証拠も存在しておらず、請求人の主張を認めることはできない。

なお、請求人からの申立書及びその添付文書である「病歴・就労状況等申出書」においては、請求人が平成〇年〇月頃に上司や同僚からいじめや嫌がらせを受けていたことを示唆する記述が認められるものの、当該出来事が事実であったことを推認し得る何らの申述及び証拠も存在しないことから、本件疾病の発病をもたらした出来事として評価することはできない。

以上のように、評価期間において、心理的負荷の評価の対象とすべき業務による出来事は認められない。

このように、請求人には、本件疾病の発病に影響したと考えられる業務による出来事は認められないことから、当審査会としては、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。